

各事業実施施設・事業所 事務担当 御中

徳島県保健福祉部長寿いきがい課
介護支援担当

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額軽減制度事業に係る実施状況について

日頃は、本県の高齢者保健・福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、県及び市町村において令和6年度の実施状況を把握する必要がありますので、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの実施状況について、「社会福祉法人軽減市町村助成費請求明細書」を作成の上、**令和7年4月11日(金)**までに、別添「提出先一覧」に記載の提出方法により**県及び市町村**へ御報告ください。明細書が提出されなければ助成ができなくなりますので、必ず御提出ください。

なお、助成額の請求方法等については、提出先市町村と御相談ください。

また、徳島県ホームページに掲載している軽減実施事業所の一覧について、修正がある場合は県長寿いきがい課まで申し出ていただきますようお願いいたします。

(留意事項)

- 1 「社会福祉法人軽減市町村助成費請求明細書」については、徳島県ホームページ「介護保険についてのお知らせ」の「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kaigohoken/almost/5020758>)」に掲載しておりますので、最新のExcel様式をダウンロードの上、御利用ください。
- 2 この事務連絡は一法人の一施設・一事業所にのみお送りしています。お手数ですが、**貴法人で運営されております全ての軽減届出施設・事業所に、当調査についての連絡をお願いいたします。**
また、できる限り、貴法人で運営されております全ての施設・事業所の明細書を取りまとめの上、御提出いただきますようお願いいたします。
- 3 軽減の実績がなく、助成額の請求がない場合につきましても、**必ずその旨を県及び市町村まで御報告いただきますようお願いいたします。**
- 4 平成27年度より、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人は、助成を受けることなく本事業の実施が可能となっております。助成が不要な法人につきましても、県ホームページに掲載しております不要申出書を県及び市町村まで御提出ください。

【問合せ先】

徳島県保健福祉部長寿いきがい課 介護支援担当
電話 088-621-2247
電子メール choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp